

岩手県告示第 115 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 軽米種市線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 九戸郡軽米町大字上館第 43 地割字大道口 2 番 21 地先から 2 番 4 地先まで
 - (2) 九戸郡軽米町大字上館第 44 地割字松山 7 番 1 地先から第 46 地割字鶴飼 11 番 40 地先まで
 - (3) 九戸郡軽米町大字上館第 46 地割字鶴飼 11 番 40 地先から 15 番 1 地先まで
 - (4) 九戸郡軽米町大字上館第 46 地割字鶴飼 15 番 1 地先から第 47 地割字鶴飼 5 番 3 地先まで
 - (5) 九戸郡軽米町大字上館第 47 地割字鶴飼 5 番 2 地先から洋野町種市字種市岳国有林 196 林班い 5 小班地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 13 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 19 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで